

有機農業関連予算に関する参考資料

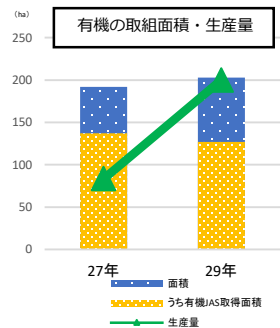


とやま有機・エコ農業パワーアップ協議会（富山県）

《取組の特徴》

- ・実証ほの設置・技術研修会の開催
- ・ニーズ調査や産地育成指導による販売力の強化 等

《取組の成果》



《取組のポイント》

- ✓ 生産者等の理解を深めるため、**水田除草機の実演会**を開催するとともに、**実証ほを設置し、除草効果や収量への影響を検証。**
- ✓ 首都圏の実需者のニーズの高い品目や価格等の情報収集を実施。また、**首都圏のアドバイザーを産地に招き、有機農産物の県外出荷や加工販売のポイントについて学ぶ産地指導**を実施。



▲ 水田用除草機の実演会



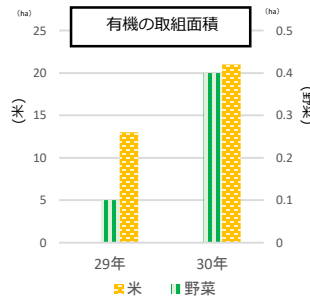
▲ 県内スーパーの顧客を対象とした生き物調査

自然と共生する里づくり連絡協議会（千葉県いすみ市）

《取組の特徴》

- ・新規就農者・転換者対象の土づくり実証や栽培指導の実施
- ・学校給食への有機野菜導入 等

《取組の成果》



《取組のポイント》

- ✓ **新規参入・転換者3名**を対象に、熟練農業者による**栽培指導**を7月～12月の間実施。
- ✓ 学校給食において、地場産有機米全量使用に続き、**地元直売所と連携した地場産有機野菜の供給体制を構築。**



▲ 太陽熱養生処理実習の様子



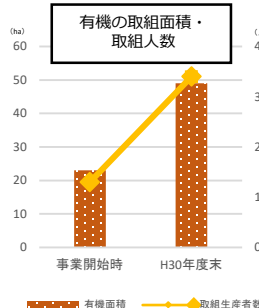
▲ 農業体験を通じた環境教育

京都オーガニックアクション協議会（京都府）

《取組の特徴》

- ・共同物流便運行と農産物生産販売計画・取引データ共有
- ・生産者／実需者の意見交換会および相互訪問 等

《取組の成果》



《取組のポイント》

- ✓ farmOを活用し、会員80名のうち、30名が**生産や受発注の状況を共有し、実需者が共同購入。**
- ✓ メンバーの業者が連携し、**集荷ステーションを設置することでシェア物流便を運行**を開始し、物流コストや労働力の低減を目指す。



▲ 生産者同士の技術研鑽



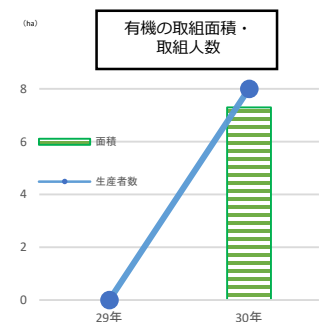
▲ 集荷拠点づくり

宮崎県有機農業推進協議会（宮崎県）

《取組の特徴》

- ・転換者等を対象にした技術実証展示ほの設置
- ・県内農家800名以上を対象に有機JAS認証取得意向アンケートを実施し、取組をより効果的に 等

《取組の成果》



《取組のポイント》

- ✓ 有機農業を始める方を対象に、**有機栽培技術実証展示ほ（ゆず等）を設置し、8～3月の間栽培指導**を実施。
- ✓ 有機農業の先進事例を調査し、**現在事例集を作成中。**



▲ 実証ほの設置



▲ 県内外での調査の様子

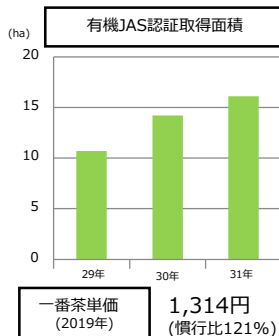


日置市有機・輸出茶研究会（鹿児島県日置市）

《取組の特徴》

- ・有機茶園の団地化
- ・新たな商品「抹茶スティック」の開発 等

《取組の成果》



《取組のポイント》

- ✓ 中山間地に点在する小規模茶園の有機団地化により、農薬飛散リスクを低減するとともに、天敵やフェロモン剤を活用した防除技術の実証に取り組むことで有機茶の生産安定につなげた。
- ✓ 海外での需要が高い抹茶の販売に向け、新たな商品「抹茶スティック」を開発。簡便な飲用形態を提案することで、国内の消費低迷にも対応。



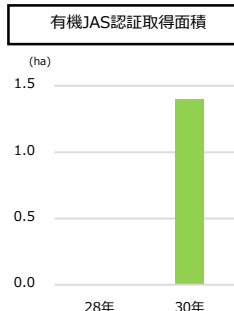
▲チャトゴナジミ天敵の導入

株式会社GreenMind（兵庫県三田市）

《取組の特徴》

- ✓ 米の海外でのブランド価値向上とベビーフードの海外需要に応えるため、輸出を目指し有機JAS認証を取得
- ✓ 多言語による商談リーフレットの作成 等

《取組の成果》



《取組のポイント》

- ✓ 国産米および米加工品の国内外での競争力と価値を高めるために、有機JAS認証を取得。
- ✓ 国際的に通用する有機JAS認証の取得に加え、多言語による商談リーフレットの作成を行い、国産米と日本の伝統的離乳食文化を発信。



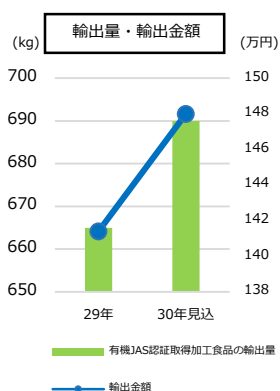
▲ 商談用多言語リーフレット

青紫蘇農場株式会社（熊本県合志市）

《取組の特徴》

- ・紫蘇の生産から紫蘇を使用した加工品の開発～加工・販売・輸出を行う
- ・EU、アジア圏への輸出に向けて商談会への出展や商品開発 等

《取組の成果》



《取組のポイント》

- ✓ 輸出国の基準に合わせた原材料の選定を行い、加工食品(ドリンクや麺類)や加工用素材(エキスや粉末)を開発。原材料の供給増大に対応し、有機圃場を拡大。
- ✓ 紫蘇の加工食品・加工用素材をEU圏へ輸出するため、国内外バイヤーが集まる商談会 (FOODEX や SMTSなど)へ出展。



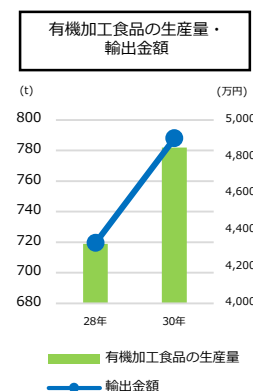
▲ 商談会出展

ヤマキ醸造株式会社（埼玉県神川町）

《取組の特徴》

- ・海外輸送に適した商品の試作
- ・現地輸入業者との商談等による販路拡大 等

《取組の成果》



《取組のポイント》

- ✓ 海外の方でも使いやすい味噌だれ等の商品開発に取り組み、試作品を各国のバイヤーに提供し好評価を得た。
- ✓ 輸出先の規制に適合する包材を作成し、有機JAS認証を取得予定。
- ✓ 30年度に、オーストラリア、フランス、ドイツ、デンマーク、ベルギー、オランダの現地輸入業者と商談。日本の食品輸出EXPO（幕張）にも出展。計235件の商談を行い販路を拡大。



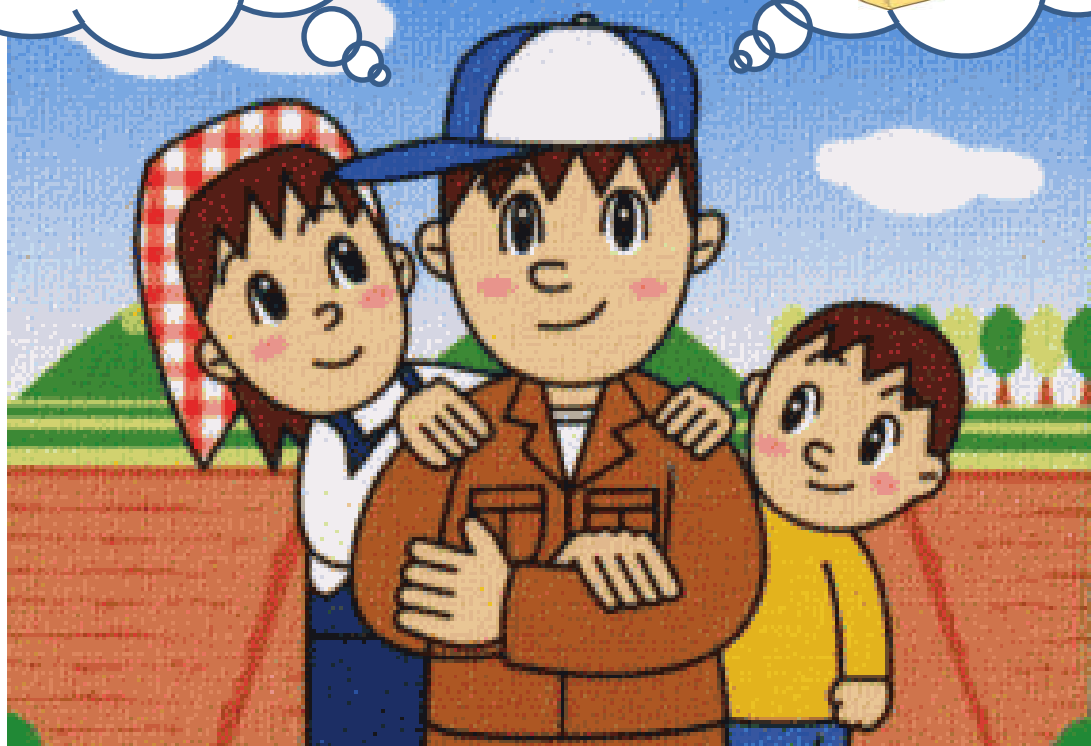
▲ 商談会の様子

強い農業・担い手づくり 総合支援交付金 (産地基幹施設等支援タイプ)

高性能な施設があれば
生産コストを抑えられ
るのになあ。



品質の高い加工品を
作りたいなあ。



こんな要望にお応えできるよう、施設整備を支援します

【参考資料】

1. 趣旨

産地や担い手の発展の状況に応じて必要となる集出荷施設等の産地の基幹施設の整備を支援します。



2. 地域の課題解決への取組

事業実施主体は、当該地域が抱える「産地の競争力の強化」の課題解決に向けた方向性、具体的な目標を設定するとともに、その達成に必要な取組をメニューの中から選択します。

また、目標達成に必要な場合には、都道府県が地域独自の取組を実施することも可能となっています。



3. 事業実施主体

事業実施主体は、都道府県、市町村、農業者の組織する団体（農業協同組合、農事組合法人、農地所有適格法人、その他農業者が組織する団体）、民間事業者、コンソーシアム等です。

4. 事業実施までの流れ

地域段階

地域が抱える課題の明確化

課題解決に向けた方向性と成果目標の設定

産地競争力の強化

- ・需要に応じた生産量の確保
- ・施設の利用率の向上
- ・高温耐性品種の作付拡大

- ・販売価格の増加
- ・生産コストの削減
- ・契約取引の割合の増加 等

目標達成のための施設整備

市町村を經由し、都道府県へ事業実施計画の提出

都道府県段階での審査・取りまとめ

- ・都道府県実施計画の策定
- ・成果目標の妥当性について審査
- ・地域提案について審査

都道府県計画を国へ提出

事業要望の取りまとめ、都道府県への配分

- ・各地区の成果目標の高さ等に基づき、都道府県ごとに交付金を配分

交 付(交付に当たって、成果目標の妥当性について国と協議)

都 道 府 県

☆予算の割り振りは都道府県の裁量☆

A市

B町

C村

D町

a地区

b地区

c地区

d地区

e地区

f地区

g地区

h地区

都道府県段階

国段階

都道府県段階

地域段階

5. 産地基幹施設等支援タイプの概要

高付加価値化や生産コストの低減など、産地の収益力強化や合理化を図る取組に必要な施設の整備・再編を支援します。

1. 採択要件

取組によりそれぞれ要件が異なりますが、主に次のような要件があげられます。

- ・受益農業従事者（農業の常時従事者（原則年間150日以上））が5名以上であること
- ・成果目標の基準を満たしていること
- ・面積要件等を満たしていること
- ・受益地の全て（受益地が広域に及ぶ場合は概ねとする）において、人・農地プランが策定されていること（産地食肉センター、食鳥処理施設、鶏卵処理施設及び家畜市場等は除く）
- ・目標年度までに受益者の一定割合が国際水準GAPの実施又はGAP取得チャレンジシステムの実施等に取り組むこと
- ・青果物集出荷貯蔵施設を整備する場合にあつては、青果物流通の合理化に向けた「総点検の実施」及び「行動方針の策定」に取り組むこと
- ・産地基幹施設を整備する場合にあつては、原則として、総事業費が5千万円以上であること
- ・費用対効果分析を実施していること

2. 交付率

都道府県への交付率は定額（事業実施主体へは事業費の1／2以内等の補助率となります。）

3. 取組可能なメニュー

産地収益力の強化に向けた総合的推進

- ①土地利用型作物（稲、麦、豆類）②畑作物、地域特産物（いも類、甘味資源作物、茶、そば等）
 ③果樹 ④野菜 ⑤花き ⑥環境保全型農業 ⑦畜産周辺環境影響低減 ⑧畜産生産基盤育成強化
 ⑨飼料増産 ⑩家畜改良増殖 ⑪食肉等流通体制整備 ⑫国産原材料サプライチェーン構築
 ⑬青果物広域流通システム構築 ⑭農畜産物輸出に向けた体制整備 ⑮「強み」のある産地形成に向けた体制整備
 ⑯次世代型大規模園芸施設の整備 ⑰次世代施設園芸技術実証温室の整備
 ⑱中山間地域の競争力強化に向けた体制整備 ⑲地球温暖化対策（気候変動リスク軽減）
 ⑳地球温暖化対策（土壌劣化リスク軽減）㉑資材高騰等のリスク軽減
 ㉒環境保全（小規模公害防除） ㉓環境保全（農業廃棄物の再生処理）㉔病虫害まん延防止対策

産地合理化の促進

- ①穀類乾燥調製貯蔵施設等再編利用 ②集出荷貯蔵施設等再編利用
 ③農産物処理加工施設等再編利用 ④食肉等流通体制再編整備
 ⑤国内産糖・国内産いもでん粉工場再編合理化 ⑥乳業再編等整備

整備事業の対象施設

- 耕種作物小規模土地基盤整備
ほ場整備、園地改良、優良品種系統等への改植・高接、暗きょ施工、土壌土層改良
- 飼料作物作付及び家畜放牧等条件整備
飼料作物作付条件整備、放牧利用条件整備、水田飼料作物作付条件整備
- 耕種作物産地基幹施設整備
育苗施設、乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設、農産物処理加工施設、集出荷貯蔵施設、産地管理施設、用土等供給施設、農作物被害防止施設、農業廃棄物処理施設、生産技術高度化施設、種子種苗生産関連施設、有機物処理・利用施設、油糧作物処理加工施設、バイオディーゼル燃料製造供給施設
- 畜産物産地基幹施設整備
畜産物処理加工施設、家畜市場、家畜飼養管理施設、自給飼料関連施設、家畜改良増殖関連施設、畜産周辺環境影響低減施設

【参考資料】

産地基幹施設等支援タイプのポイント制度

- 1 本支援タイプは、産地が低コスト化、高品質化などに取り組む上で必要となる産地基幹施設等の整備を支援するものです。
- 2 単収の向上や生産コストの低減といった産地の取組をポイント化し、ポイントの高い順に配分対象を選定し、都道府県に配分対象の国費要望額を一括で交付します。
- 3 成果目標は、産地として取り組む目標に沿って複数の成果目標の中から2つを選択することとしているため、一つの目標で先進的な取組を行っている産地であっても、別の目標で高いポイントを取得することが可能です。

【ポイントの例(1つの目標につき15点満点)】

メニュー	達成すべき成果目標及びポイント	成果目標に対する現況値ポイント
野菜	・当該品目の10a当たり収量を3%以上増加。 15%以上……………10ポイント 12%以上…………… 8ポイント 9%以上…………… 6ポイント 6%以上…………… 4ポイント 3%以上…………… 2ポイント	・現状の当該品目の10a当たり収量が、「野菜生産出荷統計」又は「地域特産野菜の生産状況」における全国又は当該都道府県の平均収量に対して3.0%以上高い。 62.0%以上……………5ポイント 47.3%以上……………4ポイント 32.5%以上……………3ポイント 17.8%以上……………2ポイント 3.0%以上……………1ポイント

※ 実施主体は2つの目標を選択(30点満点)。このほか、担い手加算や都道府県加算、優先枠加算などの加算措置あり。(最高37点)

【成果目標の選択の例】

野菜の集出荷施設を導入する場合、以下の8つの成果目標から2つを選択。

① 「秀品」等の上位規格品の割合増加

⑤ 契約取引の割合増加

② ブランド野菜の割合増加

⑥ 加工・業務用向け割合の増加

③ 生産コスト又は流通コストの縮減

⑦ 海外向け割合の増加

④ 労働時間の縮減

⑧ 販売額の増加

産地の持続・発展性の確保に向け、担い手の育成・確保の取組をポイント加算することにより積極的に支援します。

1 担い手加算ポイント

事業利用者や事業の受益面積の全て又は一定割合が担い手等である場合、事業申請時に3ポイントを加算します。

2 農地中間管理機構との連携強化加算ポイント

農地中間管理機構による担い手への農地集積と連動した施設整備を行う場合に、事業申請時に3ポイントを加算します。

担い手加算ポイントとは・・・

担い手の育成・確保と連携した施設整備を推進するため、次の要件を満たす場合に事業申請時に3ポイントを加算します。

- ① 農業者のみが事業実施主体となる場合、事業参加者の全員が人・農地プランの「中心経営体」又は担い手である場合
- ② JA、市町村など農業者以外を含む事業実施主体の場合、事業の受益面積の7割以上が担い手のものである場合 等

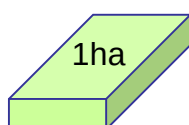
農地中間管理機構との連携強化ポイントとは・・・

直近1年（事業実施の前年1月から12月までの間をいう。）の「施設の受益者における規模拡大面積」に対する「農地中間管理機構による担い手への新規集積面積」の占める割合が5割以上の場合に、事業申請時に3ポイントを加算します。

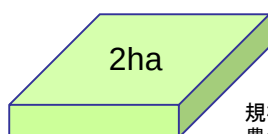
（判定方法）

$$\frac{\text{施設の受益者（担い手）の農作物作付における機構新規集積面積の計}}{\text{施設の受益者の農作物作付の規模拡大面積の計}} \geq 5割$$

パターン① 農地中間管理機構を通じて集積した農地にハウスを整備する場合



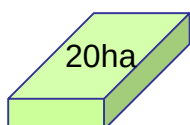
農地中間管理機構による規模拡大



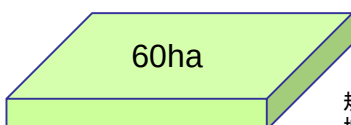
規模拡大と併せて集積した農地に新たに低コスト耐候性ハウス等を設置



パターン② 農地中間管理機構を通じて規模拡大が図られたことにより、新たに集出荷施設等を整備する場合



農地中間管理機構による規模拡大



規模拡大による生産量の増加に対応するための施設整備が必要



「攻めの農業」を実現するため、以下の取組を優先枠を設置することにより積極的に支援します。

- 1 集出荷・加工の効率化に向けた再編合理化（20億円）
高収益な産地体制への転換を図るために、集出荷・処理加工施設の再編合理化を支援します。
- 2 次世代施設園芸の取組拡大に向けた体制整備（20億円）
高度な環境制御技術と地域エネルギー等を活用した次世代型大規模園芸施設や生産性向上・規模拡大の技術習得に必要な温室の整備を支援します。
- 3 中山間地域の競争力強化に向けた体制整備（30億円）
中山間地域の競争力強化に計画的に取り組む産地の施設の整備を支援します。

事業申請時のポイント加算（5ポイント）など
特例を設けて支援します。

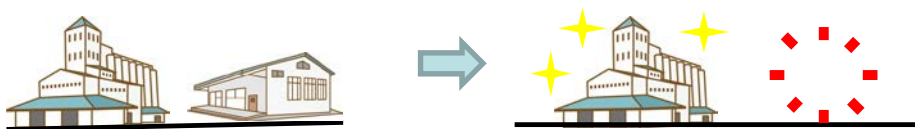
再編とは・・・

既存施設について、知事から承認を受けた再編利用計画等に沿って、効率的な施設利用や運営コストの低減等の目的を達成するために行う新設、改修、増設、更新

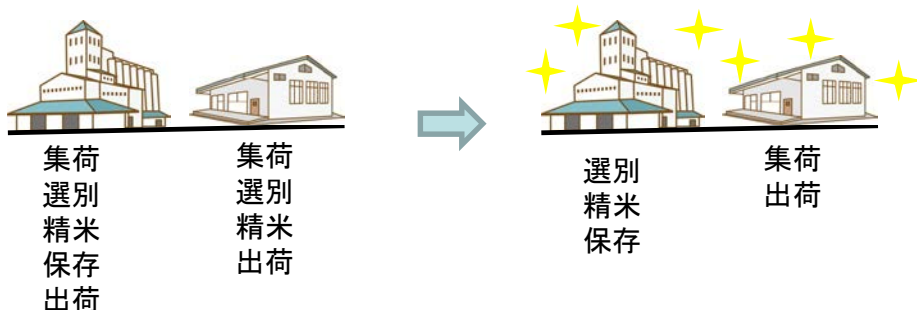
パターン① 複数の既存施設を廃止し、合理化して新規に設置



パターン② 複数の既存施設の一部を廃止し、残る施設を増設・更新・改修等して効率化



パターン③ 複数の既存施設の役割を見直し、増設・更新・改修等して効率化



次世代型大規模園芸施設とは・・・

①高度環境制御技術の導入、②地域エネルギー等の活用による化石燃料依存からの脱却、③雇用労働力を活用した温室の大規模化、関連施設の集積による効率化により、周年・計画生産による収益性向上を実現する、大規模な園芸施設(1ha以上)



次世代型施設園芸技術実証温室とは・・・

次世代施設園芸技術習得支援事業において
①高度環境制御技術や②雇用型生産管理技術、③省力化技術の実証・研修を行う実証温室(30a～1ha)



中山間地域の競争力強化とは・・・

①中山間地域の競争力強化に計画的に取り組む産地の施設の整備を支援
②知事が中山間地域の競争力強化のために特に必要と認める場合は、面積要件の撤廃及び上限事業費の拡充(1.3倍)をすることが可能

中山間地農業ルネッサンス事業

国の中山間地農業振興指針(平成29年3月1日施行)に即して、複数の市町村単位等で中山間地農業の振興を図る地域別農業振興計画を都道府県が策定し、この計画に基づき、支援事業の優先採択等を実施

中山間地農業
ルネッサンス事業
地域別農業振興計画

【記載内容】

- 1 地域の概要
- 2 現状と課題
- 3 課題を踏まえた当該地域の中山間地農業における取組方針
- 4 推進体制
- 5 実施事業



優先枠を設けて関連する施設整備を支援

支援事業 (うち強い農業づくり交付金)

【施設整備の例】



低コスト耐候性ハウス



穀類乾燥調製施設

成果目標の設定と達成状況の評価

- ① 事業実施主体は、単収の向上や生産コストの低減といった産地として取り組む目標に沿って、成果目標を2つ設定します。成果目標の目標年度は、事業実施年度の翌々年度として設定します。
- ② 事業実施主体は、事業実施から目標年度までの間は、毎年度、事業実施状況を都道府県に報告します。また、目標の達成状況の評価は、目標年度の翌年度に自ら評価を行い、都道府県に報告します。
- ③ 都道府県は、目標の達成状況を点検し、必要に応じて指導・助言等を行います。



成果目標の達成
状況の評価



お問い合わせ先

<u>農林水産省</u>	(URL) http://www.maff.go.jp/	
産地基幹施設関係	生産局総務課生産推進室	担当: 企画調整班、事業推進班 Tel 03-3502-5945
<u>東北農政局</u>	(URL) http://www.maff.go.jp/tohoku/	
産地基幹施設関係	生産部生産振興課	担当: 地域指導官、生産総合指導係 Tel 022-221-6179
<u>関東農政局</u>	(URL) http://www.maff.go.jp/kanto/	
産地基幹施設関係	生産部生産振興課	担当: 地域指導官、生産総合指導係 Tel 048-740-0407
<u>北陸農政局</u>	(URL) http://www.maff.go.jp/hokuriku/	
産地基幹施設関係	生産部生産振興課	担当: 地域指導官、調整係 Tel 076-232-4302
<u>東海農政局</u>	(URL) http://www.maff.go.jp/tokai/	
産地基幹施設関係	生産部生産振興課	担当: 地域指導官 Tel 052-223-4622
<u>近畿農政局</u>	(URL) http://www.maff.go.jp/kinki/	
産地基幹施設関係	生産部生産振興課	担当: 地域指導官、調整係 Tel 075-414-9020
<u>中国四国農政局</u>	(URL) http://www.maff.go.jp/chushi/seisan/tsuyoi/index.html	
産地基幹施設関係	生産部生産振興課	担当: 地域指導官、生産総合指導係 Tel 086-224-9411
<u>九州農政局</u>	(URL) http://www.maff.go.jp/kyusyu/	
産地基幹施設関係	生産部生産振興課	担当: 地域指導官、生産総合指導係 Tel 096-300-6217
<u>[内閣府沖縄総合事務局]</u>	(URL) http://www.ogb.go.jp/nousui/index.html	
産地基幹施設関係	農林水産部生産振興課	担当: 課長補佐(農産)、生産総合指導係 Tel 098-866-1653

【ご参考】

【農水省事業】

昨年の
公募パンフレット

有機JAS認証取得等支援事業の公募のお知らせ

(一社)全国農業改良普及支援協会は、農水省の補助事業で、
有機農畜産物・有機加工食品の輸出に向け有機JAS認証を新規
に取得する農業者等を対象に、認証取得の申請や
輸出向け商談等に必要な経費を支援する
事業を以下のとおり実施します。



～支援を希望する者は、ふるって御応募ください！～

1. 公募期間

平成31年2月22日(金)～平成31年3月15日(金)

2. 対象者

- ①農業者、農事組合法人、農地所有適格法人、農業協同組合等の
農業者の組織する団体又は農畜産物の生産を行う事業者
- ②有機加工食品の製造に取り組む事業者
- ③協議会(構成員に農業者等、食品製造事業者、流通・販売事業者
等のいずれかが含まれていること)

3. 支援内容

- ①有機JAS認証の取得
- ②商談
- ③商品開発
- ④機械等リース導入

詳細は、裏面を御覧ください。

お問い合わせ先

(一社)全国農業改良普及支援協会(有機JAS事業担当) TEL:03-5561-9562

HP: <http://www.jadea.org/>

農林水産省生産局農業環境対策課(有機農業グループ) TEL:03-6744-2114

HP: <http://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/yuuki/index.html>

4. 支援内容

(1) 有機JAS認証の取得…補助率: 定額

有機JAS認証(農畜産物、加工、小分け)を新規に取得するための審査費用
(必須とされている講習会等の受講料、申請料、検査料、判定料など)

(2) 商談…補助率: 定額

国内外の輸出商談展示会への出展、海外バイヤー等との間で行う商談に要する費用
(商談のための旅費(宿泊費含む)、通訳費、出展費、運搬料など)

(3) 商品開発…補助率: 定額

輸出向け有機農畜産物等の試作品の開発に要する費用
(原材料費、委託費など)

(4) 機械等のリース導入…補助率: 400万円以内(リース物件の1/2以内)

有機JAS認証の取得、生産拡大、有機加工食品の開発のために導入する機械等のリース費用

(リース借上費、運搬費)

※本取組は、「5. 対象者の要件②の取組目標」のうち、ア又はイの目標を設定した場合に限る。

5. 対象者の要件

① GFP ※1のコミュニティサイトに登録すること

② 応募時に、次のいずれかの取組目標を設定すること

ア 2020年度までに、有機農畜産物等を新規に輸出

イ 2020年度までに、農畜産物・加工食品の輸出数量(又は輸出額)を
2017年度比105%以上

ウ 2019年度までに、GFP輸出診断※2の受診及び商談会に有機農畜産物等を出展

③ ②の取組目標を達成できなかった場合、自己負担で取組を続けること

※1: 農林水産省において実施中の農林水産物・食品輸出促進プロジェクト

<http://www.gfp1.maff.go.jp/>

※2: GFPのコミュニティサイトに登録した者を対象とした、「輸出可能性」を診断するコンテンツ



6. 補助の流れ

- ① 対象者に採択された者は、交付申請書を提出し、交付決定の通知を受け、取組を開始
(交付決定の通知を受ける前に既に始めている取組は、補助の対象外)
- ② 交付決定通知に記載の「事業実施期間の終期」までに完了した取組が補助の対象
- ③ 取組完了後、対象者は実績報告書を作成し、証拠書類(領収書等)を添付して提出
- ④ 実績報告書及び証拠書類で確認できた経費について、上限の範囲内で補助金を交付
- ⑤ その他、対象者は実施要領に基づき、定期的に取り組目標の進捗状況等を報告